

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	△を付けないで書いてください。） 円
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の3の①）（黒字の時は0）		③	△を付けないで書いてください。）
うち事業所得（農業）の損失額（一面の3の②）（黒字の時は0）		④	△を付けないで書いてください。）
(③+④)		⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	△を付けないで書いてください。）
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	△を付けないで書いてください。）
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）		⑧	
事業所得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用）の②①）の金額} \right) + ⑨$	⑩	
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用）の②⑦）の金額} \right) + ⑪$	⑫	
不動産所得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用）の①⑤）の金額} \right) + ⑬$	⑭	
山林所得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮	
	$\left(\text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②②）の金額} \right) + ⑮$	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用））は②⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用））は①⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②②の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の⑳）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	円 (△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	円 (△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④	円 (△を付けないで書いてください。)
(③+④)		⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	円 (△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	円 (△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）		⑧	
事業所得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③(収支内訳書（一般用）の②①)の金額} \right) + ⑨$	⑩	
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥(収支内訳書（農業所得用）の②⑦)の金額} \right) + ⑪$	⑫	
不動産所得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬	
	$\left(\text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②(収支内訳書（不動産所得用）の①⑤)の金額} \right) + ⑬$	⑭	
山林所得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮	
	$\left(\text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦(山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②①)の金額} \right) + ⑮$	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用））は②⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用））は①⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二
面

○この用紙は

控
用

です。申告には、必ず

提出用

を使
っ
て
く
だ
さ
い。